

入札説明書

令和5(2023)年9月7日付けで栃木県ホームページにより公告を行った「バックアップサーバ等一式」の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和5(2023)年9月7日

2 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 バックアップサーバ等一式

(2) 調達物品の特質等 別添「調達仕様書」のとおり。

(3) 使用期間 令和6(2024)年2月1日から令和11(2029)年1月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定する長期継続契約として実施する。

(4) 使用場所 県の指定する場所

3 入札に参加する者(以下「入札参加希望者」という。)に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「通信、情報処理」小分類「情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 令和5(2023)年9月21日(木)から同月22日(金)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 使用物品に係る迅速な保守体制が整備されている者であること。

4 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 本庁舎3階

栃木県会計局会計管理課業務改革担当

電話：028-623-3008 FAX：028-623-2080 E-mail：zaimusystem_man@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年9月21日(木)正午までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあつては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年9月22日(金)午後2時 栃木県会計局会計管理課(栃木県庁本庁舎3階)

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日までに(1)に連絡し、代理人が立ち合う場合は委任状を持参すること。

(3) 入札の方法

2の(1)の件名で、月額で入札に付する。

(4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(5) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(6) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は入札を辞退したものとみなす。

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を、令和5(2023)年9月14日(木)正午までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年4月1日施行)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和5(2023)年9月19日(火)までに入札参加希望者に伝えるものとする

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書(様式4)により、令和5(2023)年9月15日(金)正午までに電子入札システムにより提出すること。

イ 質問の内容及びその回答は、令和5(2023)年9月20日(水)までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効

ア 3の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月1日施行)第19条第1項から第4項までに掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(7) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 入札回数

2回目までとする。1回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子入札システムによ

り通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出する。指定の日時までに入札書の記録が確認できなかった場合は辞退とみなす。

また、2回目も不調の場合は最低入札価格提示者と協議の上決定する。

(10) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

(10) 紙による入札参加承諾の基準等

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(11) 紙による入札参加について

紙による入札参加を希望する場合は、電子調達における質問書、競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限の2日前（土曜日及び日曜日（以下「閉庁日」という。）を除く。）午後4時までに4の(1)の場所に、栃木県物品等電子調達運用基準に定める紙入札方式参加承諾願（様式1）を電子メール等により提出し、栃木県会計局会計管理課長の承諾を得ること。ただし、紙による入札参加の承諾を受けた場合は、以後、この入札において電子入札システムによる書類の提出を認めないものとする。なお、承諾の可否については、電子調達における当該書類の提出期限の前日（閉庁日を除く。）までに電子メール等により通知する。

(12) 紙入札者の書類の提出方法

ア 紙入札者の提出書類（入札書等）は、電子調達における当該書類の提出期限までに4の(1)の場所に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。

イ 質問書及び競争参加資格確認申請書については、4の(1)の場所に電子メール等による提出もできるものとする。

なお、質問の内容及びその回答については、令和5（2023）年9月20日（水）までに電子メール等で通知する。

ウ (9)における2回目の入札書は、4の(1)の場所に電子メール等により提出し、後日原本を提出することとする。指定の日時までに電子メール等による入札書が到着しなかった場合は辞退とみなす。なお、入札立会い者はその場で2回目の入札を行うことができる。

(13) 紙入札者への通知方法

紙入札者に対する県からの通知は、電子メール等により行うものとする。